

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。 師走となり、慌ただしい日々をお過ごしのことと存じます。インフルエンザが流行しておりますので体調にお気を付けていただき、よい年末年始をお迎えください。今回のかわら版では、防衛特別法人税の創設についてまとめました。

防衛特別法人税の創設

～令和8年4月1日以降に開始する事業年度から～

令和7年度税制改正によって新たに防衛特別法人税が創設されました。防衛力強化に係る財源確保の必要性から決定されたものです。

防衛特別法人税は法人税の4%相当額とされていますが、年500万円の基礎控除がありますので、基準法人税額が500万円に満たない場合には税額は生じないことになります。

$$\text{防衛特別法人税額} = (\text{基準法人税額} - \text{年500万円}) \times 4\%$$

主な内容をまとめると、下記のとおりです。

納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人
納税地	法人税と同じ
課税の対象	各課税事業年度の基準法人税額 (基準法人税額 = 各事業年度の所得に対する法人税の額)
課税標準	課税標準 = 各課税事業年度の課税標準法人税額 (課税標準法人税額 = 基準法人税額から基礎控除額(年500万円)を控除した金額)
税率	4%
税額計算	防衛特別法人税額 = (基準法人税額 - 年500万円) × 4%
確定申告	事業年度終了の日の翌日から2月以内(法人税と同じ)
中間申告	事業年度開始の日以後6月経過日から2月以内(法人税と同じ)
申告期限の延長	法人税について申告期限の延長がある場合には、法人税の申告期限まで延長される
適用期日	令和8年4月1日以後に開始する事業年度

詳細は、国税庁のリーフレット『防衛特別法人税が創設されました』をご参照ください。

出典：税務通信 3872号 10月20日

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350